



みどり通信

編集 芦屋みどり福祉会 編集責任者 大澤 二郎

連絡先 〒659-0034 芦屋市陽光町4-60

TEL0797-31-4001 FAX0797-26-6464

EMAIL: a_midori@mbr.nifty.com HP: ashiyamidori.com



新年 明けましておめでとうございます。

理事長 大澤二郎 (社会福祉士、介護福祉士)

昨年は新型コロナウイルスの感染が急増、障害者の施設利用が激減し、事業所収入が大幅減収となり、また利用者の工賃（給料）も維持するのが難しい一年となりました。しかし私達社会福祉法人に課せられた使命は止まることなく、地域の障害者ニーズに応じていかなければなりません。

今年は念願であった芦屋みどりホーム（春日町グループホーム）の改築が3月には完成し、グループホーム16名、短期入所1名の施設運営が始まります。今回は居室を多くすることにこだわりましたが、次回は食堂、リビング等の生活空間を広げ、リラックスした生活ができるよう更に増築したいと考えています。



完成予定の「芦屋みどりホーム」



日帰り旅行：神崎農村公園ヨーデルの森

作業所・ホーム 昨年の年間イベント

- 1月 ホーム・作業所新年会「王将」
えびす参り
- 2月 節分の豆まき
バレンタインお楽しみ会(保護者会)
バレンタインチョコ作り(自立訓練)
- 3月から新型コロナウイルスが猛威を振るい始めた影響で、イベントが次々中止になりました。福祉バザー、水泳訓練、一泊旅行などが中止になりました。
- 6月 健康診断
- 7月 七夕飾り作り、ポーナス
4、5人のグループで外食納涼会
陶器絵付け
日かえり遠足(滋賀・宇治)
- 9月 ドライブ遠足(伊丹スカイパーク)
日かえり旅行(ヨーデルの森)
特定検診
- 12月 インフルエンザ予防接種
障害児者作品展、作品展見学
ポーナス、ケーキの日・ケーキ贈呈
クリスマス会(保護者会からプレゼント)
4、5人のグループで外食忘年会
- 毎月 作業所 音楽(月2回、4月以降休止)
図工(毎週、4月から6月まで休止)
昼食会(毎月2回と誕生会)
散髪、保護者会(5月、6月中止)
コーヒータム、体重血圧測定
土曜・祝日開所(散髪、DVD鑑賞他)
ジョキング(毎週)
ホーム レクリエーション(月2回)
バイタルチェック
日曜レク(4月以降休止中)

一人暮らし体験をしました。
S. N.

現在若葉町のグループホームで生活しています。「地域共生館 ふれぼの」で、10月11日に2回(合計5泊)の一人暮らし体験をしました。ヘルパーさんと買い物に行ったり、食事を作ったり、最初は大丈夫かなと心配でしたが、案外できたからうれしかったです。もしできたら一人暮らししてみたい気持ちになりました。応援して下さい。

神戸やまぶき財団より助成金をいただき、新しい車(ニッサン セレナ)を購入することができました。作業所の送迎等で使わせていただきます。ありがとうございました。



障がい児・者作品展 12月



作業所・ホーム日帰り旅行

ヨーデルの森

令和2年11月26日

GO TO トラベルを使って日帰りの旅行をしました。農家バイキングと
たっぷりの自然、動物とふれあう一時を楽しみました。



みどり作業所の自主製品

みんなで作りました。買って下さい。

手作りぞうきん
100円



竹箸セット
100円

春日ホーム起工式 11月20日
グループホーム建設が着工に至った事を
喜び、工事の安全を祈願しました。



社会福祉法人 芦屋みどり福祉会

事業ご案内

芦屋みどり作業所(自立訓練・就労継続支援事業B型)

みどり第2ホーム(共同生活援助)

みどりホーム(短期入所)

日中一時支援

〒659-0034 芦屋市陽光町4-60 tel 0797-31-4001 fax 0797-26-6464

芦屋みどりホーム(共同生活援助 建て替え工事中 令和3年5月より再開します。)

〒659-0021 芦屋市春日町18-12 tel & fax 0797-34-9551

芦屋みどり第3ホーム(共同生活援助)

〒659-0041 芦屋市若葉町4-1-223・224 tel & fax 0797-69-6090



阪神友愛食品株式会社
谷村 知子さん

芦屋みどりホームで生活し、阪神友愛食品で時給職員として、14年間頑張っておりましたが、令和3年度より正規職員として採用されることになりました。おめでとうございます。給料が月給になり、ボーナスも2.7ヶ月になると喜んでおられました。これからも頑張ってくださいね。

カンパのお願い

◎ 一口 千円
振込先(郵便振替)
芦屋みどり福祉作業所後援会
01160=2=77635

令和元年度決算報告

貸借対照表			
令和2年3月31日現在			
(単位:円)			
資産の部		負債の部	
	決算額		決算額
流動資産	180,523,320	流動負債	8,192,691
現金預金	156,060,245	未払金	676,031
未収入金	24,447,075	1年以内返済予定設備資金借	2,832,000
前払金	16,000	預り金	1,266,559
		賞与引当金	3,418,101
固定資産	303,020,977	固定負債	22,420,370
基本財産	299,715,391	設備資金借入金	16,756,000
土地	118,607,640	退職給付引当金	5,664,370
建物	181,107,751	負債の部合計	30,613,061
		資本の部	
その他の固定資産	3,305,586	基本金	36,253,000
土地	0	基本金	36,253,000
建物	340,782		
構築物	136,395	国庫補助積立金	78,870,621
車両運搬具	46,622	その他の積立金	0
器具及び備品	112,657		
投資有価証券	50,200		
退職給付引当資産	2,586,930	次期繰越活動収支差額	337,807,615
保証金	32,000	次期繰越活動収支差額	337,807,615
		(うち当期活動収支差額)	32,290,755
		純資産の部合計	452,931,236
資産の部合計	483,544,297	負債及び資本の部合計	483,544,297

(令和元年度収支決算書類はHPに掲載しています。)

HP: <https://www.ashiyamidori.com/>

きょうされん第44次

国会請願署名にご協力ください。

障害者福祉についての法制度拡充を求める請願
当たり前働き、選べる暮らしを

◎請願項目

- 1.新型コロナウイルスの感染拡大の下、障害のある人、家族、支援者、事業者は様々な困難に直面しています。障害のある人がコロナ禍の下でも安心して生活できるよう以下の点について方々します。
 - ア) 障害のある人や支援者の生命や健康が脅かされないよう、安心して検査や治療が受けられる体制を国が責任をもって拡充してください。
 - イ) 生産活動が収入減となった事業所で働く障害のある人に対して国として工賃の補償をしてください。
 - ウ) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症や災害などの場合でも安定した事業運営ができるよう、事業所の日額払い制度を改めてください。
 - エ) 福祉に携わる人が安心して働き続けられるよう、労働条件を抜本的に改善できるような報酬としてください。
 - オ) 地域活動支援センターに対するコロナ禍における各種の給付等について、総合支援法に基づく個別給付事業と同じ取り扱いとなるよう、国としての対策を行ってください。
- 2.「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」は、国の謝罪を明記し、支給額を見直すなど、被害者の人権と尊厳の回復にふさわしい法律としてください。一時金支給法に基づく調査は、真に実態が明らかになるよう被害者の立場に立って検証するものとしてください。
- 3.障害のある人が、65歳を超えても必要とする支援を自ら選んで、自己負担なく利用できるようにしてください。